

商店街街路灯等の電気料金助成基準の見直しについて

1 目的

区では、道路交通の安全、犯罪防止、都市美化の観点から、商店街街路灯等の残置灯の維持管理に関する経費の一部を助成しているが、今般の原油価格及び電気・ガス料金を含む物価高騰の影響により、商店街街路灯等の維持に係る電気料金も大幅に上昇している状況にある。そのため、規則で定める助成額を改正し、適正化を図る。

2 電気料金に関する実態調査について（サンプル調査）

- ア 調査対象：区内商店街10ブロックの各エリアから商店街を2か所ずつ抽出した、計20商店街の電気料金の実績
- イ 対象期間：令和4年1月分から6月分まで
- ウ 実施時期：令和4年7月
- エ 調査結果：平均で昨年度同時期比34.6%、高い所では50%近く増加している

3 助成額の引き上げについて

現在は、商店街等が所有、維持及び管理する街路灯並びにアーチ及びアーケードに設置された電灯設備のうち、終夜点灯するもの(残置灯)の電気料金を対象に、1基につき月額540円の助成を行っている。

7月以降も燃料価格の高騰が続いており、前年の電気料金との乖離が50%近い大幅なものになると見込まれることから見直しを図ることとし、1基1か月あたりの補助額を電気料金の上昇に見合った額に改める。

4 スケジュール

- | | | |
|------|-------|-------------|
| 令和5年 | 1月～2月 | 商店街より助成申請受付 |
| 令和5年 | 3月 | 助成金支払い |